

令和3年度畜産振興事業について

日本中央競馬会では、日本中央競馬会法第19条第4項の規定に基づき、農林水産大臣の認可を受け、本会の剰余金を活用して、畜産の振興に資することを目的とする事業に助成を行う法人に対して、資金を交付しています。

令和3年度の畜産振興事業は、別紙のとおり募集テーマを設定して公募を実施し、応募された事業について外部有識者から成る審査委員会が審査を行った結果、家畜疾病の防疫関連対策や高度な改良手法の活用等による持続的な畜産経営のための対策、労働負担の軽減等による収益性の高い経営の育成のための対策など畜産現場における諸課題に対応する事業等が採択されました。

採択事業の実施主体に対しては、本会より畜産振興事業資金の交付を受けた公益財団法人全国競馬・畜産振興会より助成が行われます。

・日本中央競馬会法（昭和29年7月1日 法律第205号）（抄）

第19条第4項

競馬会は、第1項及び第2項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第36条第1項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

- （1）畜産の経営又は技術の指導の事業、肉用牛の生産の合理化のための事業その他の畜産の振興に資するための事業
- （2）農村地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備その他の営農環境の確保を図るための事業又は農林畜水産業に関する研究開発に係る事業であつて畜産の振興に資すると認められるもの

令和3年度日本中央競馬会畜産振興事業の公募テーマ

1 公募する事業テーマ

公募する事業は、畜産の振興による食料自給率の向上、多様な畜産経営の育成及び安全・安心な畜産物の供給を目的とし、畜産の現場への即時応用を前提とした技術の研究開発、調査研究及びこれらの成果を含む畜産経営に対する適切な情報提供等を行うものとしします。

具体的には、現状の課題を踏まえた必要性や緊急性、新技術の応用等の新規性、国等が実施している畜産関連施策の補完効果が高く、効果並びに目的と手段が明確な、次の各項目に掲げるものとしします。

- (1) 自給飼料の生産・利用の促進
- (2) 労働力・担い手の確保（特定の地域における担い手の確保を含む。）
- (3) 経営改善の助長・支援
- (4) 多様な形質の家畜改良と効率的な飼養管理技術の普及
- (5) 畜産物の生産・流通対策
- (6) 畜産に係る環境問題の対策
- (7) 家畜衛生の向上のための対策
- (8) その他畜産振興に資するもの

2 1のうち重点的に対応する事項

- (1) 激甚災害（東日本大震災においては東京電力福島第一原子力発電所事故を含む。）による被災地の畜産振興に向けた畜産関連復興のための対策
(注) 国及び被災した地方自治体を実施する畜産関連復興対策を補完するもので、特に、必要性が高く、効果並びに目的と手段が明確なものとしします。
- (2) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保のための対策
(多様な人材の確保、雇用就農等の促進等)
- (3) 収益性の高い経営の育成のための対策
(労働負担の軽減、新技術の実装の推進による生産性向上、国産飼料基盤の強化等)
- (4) 持続的な畜産経営のための対策
(安全確保を通じた消費者の信頼確保、災害に強い畜産経営の確立、高度な改良手法の活用等)
- (5) 家畜排せつ物の利用を図るための対策
(資源循環型畜産の推進、環境規制への対応等)
- (6) 需要に応じた畜産物の生産・供給のための対策
(多様化する消費者ニーズへ対応した改良や畜産物の生産・流通等)
- (7) 輸出拡大のための対策
(和牛遺伝子資源の適正な流通管理、海外市場を獲得するための対策等)
- (8) 重要な家畜疾病（口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、馬インフルエンザ等）の防疫関連のための対策

令和3年度畜産振興事業審査委員会 議事概要

本年1月8日、第1回審査委員会を開催し、昨年12月17日までに応募のあった102事業につき、公募要領にある事業要件及び応募者の要件への該当性に関する事務局の事前審査結果を審査し、審査対象事業100事業を選定いたしました。

その後、1月から2月にかけて、専門委員会の各委員が100事業の書面審査を行い、2月24日に開催された専門委員会において、その結果を取りまとめました。

3月12日、第2回審査委員会を開催し、専門委員会で行きとめた結果につき審査し、令和3年度畜産振興事業として65事業を選定いたしました。

令和3年度畜産振興事業 交付金交付事業一覧 No.1 (単位：千円)

事業名		交付限度額
1	海外食肉処理ロボット技術等調査推進事業	55,321
2	畜産に関わる仕事の理解促進事業	84,058
3	日本蜜蜂養蜂次世代担い手育成調査研究事業	15,372
4	地域産飼料資源のサプライチェーン構築事業	53,395
5	高受胎性を有する牛体外受精支援システムの開発事業	35,694
6	牛受精卵生産工程の品質管理技術開発事業	62,863
7	昆虫タンパク質の豚用飼料有用性評価及び普及事業	67,206
8	代謝刷り込みによる牛放牧肥育技術開発事業	111,722
9	乳牛の低受胎対策技術の実行可能性検証事業	87,938
10	人工授精普及定着化事業	5,626
11	牛生体内卵子回収技術マニュアル作成事業	6,287
12	家族経営における畜産DX推進事業	145,361
13	ドローン活用飼料増産技術実証・普及事業	113,783
14	放牧地における家畜糞分解適正化事業	3,826
15	温暖化に適応した豚育種手法開発事業	96,927
16	非ゲノム情報による牛凍結精液受胎性評価法開発事業	52,196
17	イムノシンバイオティクスとDNAマーカーによる豚の腸内環境改善を介する抗病性向上手法の開発事業	103,858
18	ブライダルチェック導入による牛受胎率向上事業	92,032
19	木質由来関節炎治療薬開発事業	97,517
20	快適性に配慮した肉用牛の飼養管理普及事業	9,643
21	快適性に配慮した豚の飼養管理推進普及事業	10,438
22	ジビエ加工品品質評価推進事業	25,606

令和3年度畜産振興事業 交付金交付事業一覧 No.2 (単位：千円)

	事業名	交付限度額
23	原皮裁断技術開発実用化推進事業	26,580
24	農畜連携による畜産経営の強化調査事業	14,358
25	和牛の繁殖能力の遺伝情報活用手法実証事業	75,649
26	国産食肉食育啓発推進事業	189,449
27	映像を活用した畜産情報推進事業	97,350
28	乳用牛の新たな改良手法開発事業	79,130
29	生乳と乳製品の競争力強化支援事業	79,878
30	畜産汚水浄化施設のA I支援型リモート管理技術開発・普及事業	110,062
31	酪農家飼養環境及びバルク乳成分調査事業	44,318
32	褐毛和種高知系の肉質・ブランド力強化事業	67,934
33	肉用牛における安定的な子牛生産のための妊娠牛健診開発事業	62,035
34	ジャージー種によるA2牛乳及び乳製品の開発事業	3,920
35	蜜蜂飼料(代用花粉エコフィード)の開発事業	3,639
36	国産チーズ・イノベーション事業	86,393
37	国産食肉加工品国際競争力向上・製造基盤強化対策事業	103,167
38	コロナ感染症下の食肉消費動向等分析事業	23,436
39	和牛肉の新価値観構築事業	110,980
40	日本チーズ認証基準策定普及事業	22,424
41	輸出向け肉用牛取扱改善推進事業	19,464
42	肺炎罹患部位における抗菌薬濃度解明事業	49,692
43	牛伝染性リンパ腫リスク検査法開発事業	56,454
44	人工ファージによるSwine PathoScan法の開発事業	38,399

令和3年度畜産振興事業 交付金交付事業一覧 No.3 (単位：千円)

事業名		交付限度額
45	牛伝染性リンパ腫の損失低減技術開発事業	109,798
46	乗用馬防疫推進事業	36,725
47	馬飼養衛生管理特別対策事業	51,533
48	馬伝染性疾病防疫推進対策事業	210,500
49	家畜疾病・自然災害緊急支援体制推進事業	59,977
50	飼養衛生管理基準普及啓発推進対策事業	49,395
51	農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業	93,046
52	土壌凍結地帯の放牧草地におけるペレニアルライグ ラスの追播技術高度化事業	11,880
53	乳母豚の生産現場での活用手法開発事業	13,365
54	子牛の感染性下痢症の対策基盤事業	39,598
55	監視伝染病以外の牛病原体の検査システム開発事業	65,630
56	黒毛和種肥育牛のコバルト栄養改善事業	3,555
57	若齢種雄牛精液品質高位平準化技術開発事業	70,277
58	牛肉の食味指標値の遺伝的評価研究開発事業	88,192
59	肉用牛削蹄技術安定化事業	57,850
60	小笠原甘露蜂蜜調査事業	3,951
61	馬の流通に係る若手後継者による上場馬調教事業	10,344
62	孵化場体質強化推進事業	11,358
63	飼料害虫ツマジロクサヨトウの防除対策事業	84,901
64	馬人工授精技術普及調査事業	2,749
65	肉用牛改良形質情報収集強化事業	89,628

1. 海外食肉処理ロボット技術等調査推進事業

(1) 事業の目的

わが国の食肉処理分野の人手不足問題の解消のためには、ロボット技術の開発が不可欠である。この事業は、海外の食肉処理ロボット技術の調査を行い、わが国の技術開発を推進するとともに、牛肉等の輸出促進のためには、輸出国の求める「人道的とさつ」技術の遵守及び向上が必要なことから、海外の「人道的とさつ」の実態調査を行い、さらに欧米先進国の専門家を招へいし、わが国の「人道的とさつ」技術の向上を図り、輸出の促進を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 海外食肉処理ロボット技術等調査推進委員会開催等事業

② 海外食肉処理ロボット技術等調査事業

海外における食肉処理ロボット技術及び「人道的とさつ」技術の調査を行うとともに、欧米先進国からAWを踏まえた「人道的とさつ」技術の専門家を招へいし、わが国の人道的とさつ技術の向上を図る事業

③ 報告書作成等事業

海外における食肉処理ロボット技術及び「人道的とさつ」技術の調査結果を取りまとめ報告書を作成するとともに、食肉処理施設等関係者に対する報告会を開催する事業

(3) 事業実施主体

公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

55,321千円

2. 畜産に関わる仕事の理解促進事業

(1) 事業の目的

我が国の畜産経営において、先端機械やICT技術導入などの経営高度化が進んでいる状況の中、きれい・かっこいい・気遣いの「新3K」産業への転換期を迎えており、新たな人材を畜産に取り込む絶好機にあることから、この事業では、農業高校生など将来の担い手候補に、多種・多様にある畜産に関わる仕事のやりがいや魅力を伝えることにより、強い関心を引き付け、次代の畜産を支える人材の確保に繋げることを目的とする。

(2) 事業内容

① 畜産に関わる仕事の理解促進委員会開催等事業

② 畜産に関わる仕事の理解促進情報提供事業

ア) 情報提供作業部会設置事業

イ) 畜産に関わる仕事実態調査事業

ウ) 畜産に関わる仕事紹介情報の作成及び提供事業

Ⅰ. 畜産に関わる仕事紹介ガイドブック等の作成

Ⅱ. 畜産に関わる仕事紹介映像資料の作成

エ) 次代の畜産担い手候補交流会の開催事業

農業高校生等が集まる機会を利用して畜産に関わる仕事の従事者と生徒との交流会を開催し、畜産の現場と次代の畜産担い手候補を直接的に繋げ、畜産に関わる仕事への強い関心を高めるとともに、交流会の様様をWeb配信し全国に広く情報を発信する事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 中央畜産会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

84,058千円

3. 日本蜜蜂養蜂次世代担い手育成調査研究事業

(1) 事業の目的

蜜源植物の植栽面積が減少傾向にあることから、西洋蜜蜂と日本蜜蜂の飼育者間でのトラブルも発生しているが、この原因として、日本蜜蜂の飼育実態が十分把握されていないこと、全国的な日本蜜蜂の飼育者組織が無いなど、養蜂振興施策や衛生管理などの飼育技術に関する情報が現場に届いていないことが一因ともなっている。この事業は、全国的に日本蜜蜂飼育の実態調査を実施するとともに、各地域で日本蜜蜂飼育の次世代リーダーを育成するための講習会や検討会を開催することを目的とする。

(2) 事業内容

① 日本蜜蜂養蜂次世代担い手育成調査研究推進委員会開催等事業

② 日本蜜蜂飼育実態調査事業

ア) 日本蜜蜂飼育実態調査研究委員会開催事業

イ) 日本蜜蜂飼育実態アンケート調査事業

ウ) 日本蜜蜂飼育実態訪問調査事業

③ 調査報告書作成及び講習会開催事業

ア) 調査報告書作成事業

イ) 全国講習会開催事業

ウ) 現地検討会・講習会開催事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 トウヨウミツバチ協会

(4) 事業実施期間

令和3年

(5) 交付限度額

15,372千円

4. 地域産飼料資源のサプライチェーン構築事業

(1) 事業の目的

この事業は、エコフィードや自給飼料の活用が困難な中小規模養豚経営の安定化を図るため、子実用トウモロコシを核とした転作穀物の輪作体系を実証し、その規格外品や副産物等の地域産飼料資源を有効活用するためのサプライチェーンを構築し、生産現場で実証する。また、地域産飼料資源を活用して生産した豚肉及びその加工品の品質評価を行い、地域立脚型の畜産物生産と販売による経済的効果を検証することを目的とする。

(2) 事業内容

① 地域産飼料資源のサプライチェーン構築推進委員会開催等事業

② 子実用トウモロコシの安全性確保と輪作体系への導入効果実証事業

輪作体系に組み入れる多収で安全性の高い子実用トウモロコシの品種選定を行うとともに、その導入効果を土壌改善面と後作物の収量面から検証し、輪作体系全体を通じた耕種農業の経営的効果を実証する事業

③ 地域産飼料資源の配合供給利用システム開発事業

ア) 地域産飼料資源のサプライチェーンの構築と成立要因の解明事業

飼料用穀物や加工用穀物の規格外品及びその副産物等の調達方法と低コスト調製技術を検討し配合飼料として中小規模養豚農家へ供給するまでの一連の流れ（サプライチェーン）を構築して実証する。さらに、地域産飼料資源を有効活用するために必要な条件を技術面と経営面から検証する事業

イ) 地域産飼料資源をフル活用して生産した豚肉及び加工品の品質評価事業

地域産飼料資源をフル活用した豚の肥育技術を確立し、中小規模養豚経営において、その技術を実証する。また、生産した豚肉や、その加工品の品質を評価するとともに、地域で販売することにより、地域立脚型畜産物の経済的効果を検証する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 山形大学

(4) 事業実施期間

令和3年から3年間

(5) 交付限度額

53,395千円

5. 高受胎性を有する牛体外受精支援システムの開発事業

(1) 事業の目的

この事業は、畜産現場における和牛の受胎率低下という喫緊の課題に対応するため、高受胎性を有する新しい体外受精支援システム（システム内のチップ形状により精子の集積箇所や濃度の制御が可能、精子と卵子が受精しやすい空間を実現、媒精から受精卵培養までをひとつにまとめた一体型のシステム）を開発し和牛の受胎率向上を目指すとともに、家畜人工授精師にとって作業の大幅な負担軽減をもたらすことを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 高受胎性を有する牛体外受精支援システムの開発推進委員会開催等事業
- ② 高受胎性を有する牛体外受精支援システムの開発事業

ア) 体外受精支援システムを用いた受胎性調査とシステムの改良事業

これまでの体外受精用チップを活用して開発された体外受精支援システムを用いて、体外受精卵の受胎性及び耐凍性を調査するとともに、作業に従事する家畜人工授精師の意見を取り入れ、高受胎性を有する牛体外受精支援システムへの改良を行う事業

イ) 受精卵移植による実証試験事業

改良した ア) のシステムより作出した体外受精卵を用いて、実際の生産現場で受精卵移植を行うとともに、その際、受胎率や産子生産率などを調査し、体外受精支援システムの有効性を実証する事業

- ③ 高受胎性を有する牛体外受精支援システムの普及事業

開発したシステムの情報を学会や研究会を通して国内外へ発信するとともに、受精卵移植事業を手掛ける他の機関でも試験を行い、本システムの改良・普及を図る事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 横浜国立大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

35,694千円

6. 牛受精卵生産工程の品質管理技術開発事業

(1) 事業の目的

この事業は、受胎に成功した牛受精卵由来の胎盤のヒストン修飾と各種生産工程（供卵牛情報、体内受精プロトコル、体外受精プロトコル、凍結保存プロトコルを含む）で作出された牛受精卵のヒストン修飾の共通性（エピゲノム記憶）を精査し、受精卵の受胎能力と関連するヒストン修飾をエピゲノムマーカーとして同定するとともに、得られたエピゲノムマーカーを指標にして、これまでになかった牛受精卵生産工程についての有効な品質管理技術を開発することを目的とする。

(2) 事業内容

① 牛受精卵生産工程の品質管理技術開発推進委員会開催等事業

② 牛受精卵生産工程の品質管理技術開発調査研究事業

ア) 胎盤のヒストン修飾情報収集事業

産子の出生に至った正常な胎盤組織のヒストン修飾情報を遺伝子発現促進性マーカー及び抑制性マーカーを対象としてウシゲノム全体について精査し、全ての個体に共通する修飾を抽出し、正常な胎盤組織のヒストン修飾マーカーとする事業

イ) 受精卵のヒストン修飾情報収集事業

各種プロトコルで生産した牛受精卵のヒストン修飾情報を ア)と同様に精査する。これらの修飾の中で、胎盤の正常性ヒストン修飾マーカーと共通する修飾を「エピゲノム記憶」に基づく「受精卵の正常性マーカー候補」として同定する事業

ウ) 受精卵生産工程のQC技術確立事業

「受精卵の正常性マーカー候補」の検出キット・マニュアルを開発し、受精卵バイオプシーサンプルあるいは同生産系の兄弟受精卵に対しての検出法を以って受精卵生産工程の品質管理（QC）技術とするとともに、そのQC技術で評価した生産系での受精卵の受胎率を検証する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 京都大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

62,863千円

7. 昆虫タンパク質の豚用飼料有用性評価及び普及事業

(1) 事業の目的

この事業は、食品廃棄物等の未利用資源を餌として育てたアメリカミズアブの幼虫を原料の一部とする飼料を製造し、豚に給餌して、生産性や畜産物の品質に及ぼす影響を明らかにする。また、本事業で得られた昆虫の飼料利用に関する知見を畜産農家に普及するとともに、将来の安定供給が危ぶまれる魚粉や大豆粕等の含有量を抑えた飼料の有用性を示し、持続性の高い畜産の実現と飼料自給率の向上に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 昆虫タンパク質の豚用飼料有用性評価事業推進委員会開催等事業

② 昆虫飼料有用性評価事業

ア) 母豚への昆虫含有飼料給餌試験事業

原料の一部を昆虫粉末で代替した飼料を製造し、繁殖用母豚に長期給餌するとともに、試験期間中は産子数や離乳時子豚体重、発情回帰日数等を測定し、昆虫粉末の給餌が母豚の繁殖成績に及ぼす影響を調査する事業

イ) 肥育豚への昆虫含有飼料給餌試験事業

原料の一部を昆虫粉末で代替した飼料を製造し、肥育豚に長期給餌するとともに、試験期間中は摂食量や増体重、飼料効率、疾病罹患率、死亡率を測定し、昆虫粉末の給餌が肥育豚の育成成績に及ぼす影響を調査する事業

ウ) 昆虫含有飼料が豚肉の食味に及ぼす影響評価事業

イ) の試験の後、出荷された豚の肉質調査および食味試験を行う事業

③ 昆虫飼料普及事業

昆虫の飼料利用に関する畜産現場の認知度をアンケート調査により実施し、昆虫の飼料利用に関する情報をまとめた冊子の配布により情報の普及を行う事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 香川大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

67,206千円

8. 代謝刷り込みによる牛放牧肥育技術開発事業

(1) 事業の目的

この事業は、国内の未利用な土地を放牧活用し、地方における国土保全と食料生産を両立し、地方を活性化するため、新規生物学概念「代謝刷り込み（代謝インプリンティング）」を用いて、放牧でも太る体質を胎児期や新生児期の栄養や光刺激により獲得させ、放牧肥育でも良質で十分な肉量を生産しうる新飼養システムを開発することにより、耕作放棄地、限界集落等の植物資源をフル活用し、牛肉の効率的な生産に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 代謝刷り込みによる牛放牧肥育技術開発推進委員会開催等事業

② 代謝刷り込み実験牛の飼養管理と増体解析事業

ア) 去勢雄代謝刷り込み事業

イ) 雌代謝刷り込み事業

③ エピジェネティクス解析事業

ア) 栄養効果によるエピジェネティクス解析事業

イ) 光効果によるエピジェネティクス解析事業

ウ) 肝臓のエピジェネティクス解析事業

④ 形態学的及び肉質解析事業

胎児期と初期成長期の栄養及び光に関する代謝刷り込みの効果を経時的に採取する筋肉及び肝臓等のバイオプシーサンプルを用いて、形態学的に解析・評価するとともに、最終的な肉質の生化学的な調査及び枝肉構成等を調査する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 鹿児島大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

111,722千円

9. 乳牛の低受胎対策技術の実行可能性検証事業

(1) 事業の目的

この事業は、前事業において精漿タンパク質の1つであるオステオポンチンを用いた低受胎牛対策技術の有効性と課題が明らかになったことから、同技術を実用化するため、オステオポンチンの受胎性改善効果につながる分子領域の決定及び同領域を有するペプチドの調製法、安全性の確認及び低受胎牛（リピートブリーダー牛及び高泌乳牛）における受胎性改善効果を検証する臨床試験を行うとともに、その治療薬として認証に必要な臨床データを収集することを目的とする。

(2) 事業内容

① 乳牛の低受胎対策技術の実効性検証推進委員会開催等事業

② 低受胎対策治療用製剤開発試験事業

前事業により有効性が示されたタンパク質の一つであるオステオポンチンを用いた低受胎牛対策技術を臨床現場に応用するために、オステオポンチンの製剤化に必要な検討を行い、オステオポンチンの活性領域を調べて製剤化候補となるオステオポンチンタンパク質の構造を決定するとともに、剤型の検討による保存性の改善と生産効率を高める調製技術の開発試験を行う事業

③ 臨床効果実証事業

分娩後の子宮機能回復率向上試験を実施し、リピートブリーダー牛で高い効果の見られた候補タンパク質を日乳量 50 kg以上の高泌乳牛に投与し、授精開始時までには子宮機能を回復させる効果を検証することで製剤化に向けた最終候補タンパク質を選定する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 北海道大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

87,938千円

10. 人工授精普及定着化事業

(1) 事業の目的

凍結精液を利用した馬の改良の推進には、獣医師等の技術及び受胎率を向上させることが必須条件であるものの、我が国における馬の人工授精（A I）の技術は、一部の技術者を除き低いレベルにあり、凍結精液の普及定着の足枷となっている。この事業は、技術レベルの高い獣医師等を確保し、凍結精液を用いたA Iが馬の改良に有効であることを示し、国内生産馬の質の向上に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 人工授精普及定着化推進委員会開催等事業

② 凍結精液普及事業

ア) 受胎率向上のための研修事業

凍結精液によるA Iの受胎率向上のため、国内でA Iを実施している獣医師等に対し、技術の研鑽のためのフォローアップ研修会を開催する事業

イ) 輸入凍結精液受胎実証事業

前事業で養成した子宮深部注入の技術者によるA Iを実施し、授精環境の条件を整えることにより、高受胎率を確保できることを、輸入凍結精液を利用して実証する事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 日本馬事協会

(4) 事業実施期間

令和3年度

(5) 交付限度額

5,626千円

11. 牛生体内卵子回収技術マニュアル作成事業

(1) 事業の目的

超音波画像で牛の卵巣を観察しながら卵巣を針で穿刺し直接卵子を採取する牛生体内卵子回収・体外胚生産技術（以下「OPU-IVP」という。）が、短期間に多数の胚を効率よく生産できることから、高能力牛増産や育種改良等の有効な手段となっている。一方で、使用する機械の改良や卵子の培養、発生、凍結等の技術が進展する中、その手順、作業内容等を体系的に示した技術マニュアルはなく、技術者養成を図る上で大きな課題となっている。この事業では、これらの実践的な技術マニュアルを作成し、高度な技術を利用可能な畜産技術者の養成に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 牛生体内卵子回収技術マニュアル作成推進委員会開催等事業

② OPU等活用状況調査事業

OPU-IVPの活用状況や普及するにあたっての課題等について、現地調査やアンケート調査を実施するとともに、マニュアル編集のための準備委員会を開催し、OPU-IVPの作業内容、手順等の整理、注意点の洗い出し、編集方針、掲載内容の決定等の検討を行う事業

③ マニュアル作成事業

②の準備委員会の検討結果をもとに、マニュアル編集委員会を開催し、原稿の審査、その他編集上必要な業務について協議・決定し、OPU-IVPに係る技術マニュアルを作成し、関係機関に配布する事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 畜産技術協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

6,287千円

12. 家族経営における畜産DX推進事業

(1) 事業の目的

畜産経営における生産性の向上や労働負担の軽減等に向けて、ITやAI（人工知能）技術を活用した、畜産のデジタルトランスフォーメーション（畜産DX）を推進し、畜産DX技術導入の経済的効果等の評価手法を確立し、家族経営における効率的な導入を支援することが重要である。この事業は、畜産DX技術導入が、労働負担軽減や所得向上に与える効果を調査し、導入効果を評価することにより、家族経営における畜産DXの推進を図るとともに、魅力ある家族経営の育成に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 家族経営における畜産DX推進委員会開催等事業

② 畜産DX技術調査分析評価事業

ア) 畜産DX技術の特定事業

中央畜産会の施設・機械部会員（国内メーカーで構成）に導入実績があり技術的経済的な効果が期待できる畜産DX技術について情報提供を依頼し、推進委員会によって、事業で対象とする畜産DX技術を特定する事業

イ) 調査・分析事業

ア) で特定された畜産DX技術から地域で優良な事例と認められるものを対象に調査し、その結果に基づき①畜産DX技術を複合的・戦略的に導入し、相互に関連付けるなかで成果を挙げている事例評価（DX技術導入先進事例）、②単一の畜産DX技術導入による事例評価など、事例評価の調査分析を各道府県の畜産会を中心とした調査チームにより実施する事業

ウ) 畜産DX技術の開発と改善に対する提案と技術検証事業

既に開発され導入が始まったものの、更なる改善が望まれる畜産DX技術の提案と技術の検証を行うとともに、今後開発が望まれる畜産DX技術の提案と実証モデルによる技術の検証を行う事業

③ 畜産DX技術の情報発信事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 中央畜産会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

145,361千円

13. ドローン活用飼料増産技術実証・普及事業

(1) 事業の目的

この事業は、近年急速に普及してきたドローンを活用し、これまで実施が困難であった高栄養価牧草の急傾斜地や石礫の多い土地への追播等による植生改善や水稻立毛中の水田への播種による単収向上を省力的・低コストで実施する技術等を実証・普及することで、草地や水田での飼料作物生産拡大と生産性の向上を進め、飼料増産に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① ドローン活用飼料増産技術実証・普及推進委員会開催等事業

② ドローン活用飼料増産技術実証・普及事業

ア) ドローン活用技術の確立事業

牧草種子の播種に最適なドローン機種、最適な播種等方法（飛行高度、飛行速度及び種子落下量等）の検討及び牧草定着率向上のための技術高度化を行う事業

イ) 技術の実証・普及事業

ア) で確立した技術に基づき、①急傾斜地や石礫の多い土地へのペレニアルライグラス種子追播等による植生改善、②水稻立毛中の水田へのイタリアンライグラス種子播種による単収向上に関するドローン活用法の実証を行い、牧草定着率の改善方法の効果検証、省力化及びコスト低減等効果の分析、現地検討会の開催並びに普及資料の作成・配布を行う事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

113,783千円

14. 放牧地における家畜糞分解適正化事業

(1) 事業の目的

この事業は、家畜糞が放牧地の牧草を覆い生育を阻害する要因を明らかにすること、糞分解時に排出される温室効果ガス量は最低限に留めることが重要であるため、放牧地に排出された家畜糞とその下の土壌中の微生物叢と糞分解速度やガス排出量等の関連性を明らかにし、それを適正化するためのエサと土壌管理法を提案するとともに、家畜糞分解を最適化した際のコストメリットを数値化し、分かりやすい指標として農家に提供することを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 放牧地における家畜糞分解適正化推進委員会開催等事業
- ② 糞分解速度定量事業
 - ア) 糞パッチ下牧草生育量定量試験事業
 - イ) 糞分解速度のコストパフォーマンス評価調査事業
- ③ 糞尿分解微生物叢と温室効果ガス排出調査事業
 - ア) 糞分解速度を決定する微生物的要因の検証事業
 - イ) 糞尿由来温室効果ガス排出量を決定する微生物的要因の検証事業
- ④ 糞と土壌中微生物叢解析による放牧適正化指標作成事業
 - ア) 放牧を始める前の放牧適正指数化事業
 - イ) 糞微生物改善及び土壌微生物改善案作成事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 北海道大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

3, 826千円

15. 温暖化に適応した豚育種手法開発事業

(1) 事業の目的

豚は暑熱ストレスによって生産性が低下し、温暖化によってその影響が拡大することが予想され、環境要因である暑熱ストレスの影響を取り除いた遺伝的能力評価手法と、暑熱ストレスに対する耐暑性に優れた豚の育種が求められていることから、この事業は、暑熱の影響を考慮した遺伝的能力の評価手法と、耐暑性に優れた豚の育種手法の開発を行うことを目的とする。

(2) 事業内容

① 温暖化に適応した豚育種手法開発推進委員会開催等事業

② 暑熱の影響を考慮した遺伝的能力評価手法開発事業

ア) 暑熱の影響を考慮した遺伝的能力評価モデルの開発事業

気象データ豚舎内実測値の温湿度を暑熱指標として、暑熱に関する地域や季節性に影響を与える要因を特定し、繁殖形質、発育形質等の最適な遺伝的能力評価モデルを開発する事業

イ) 暑熱の影響を考慮した遺伝的能力評価モデルにおける予測精度の検証事業

ア) で開発されたモデルについて、経済形質及び暑熱に関する大規模なデータを用いてその有用性を検証する事業

③ 耐暑性に優れた豚の育種手法開発事業

ア) 暑熱指標の精密化と生産性への影響要因の特定事業

豚舎内温湿度が体温調節指標に与える影響の特定と暑熱指標・体温調節指標と生産性の関連性を解明する事業

イ) 暑熱ストレス下における生産性向上のための能力評価手法の開発事業

豚舎内温湿度の暑熱指標等を用いて、暑熱ストレス下での繁殖形質及び発育形質等の生産性を向上させるための遺伝的能力評価手法を開発する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 東北大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

96,927千円

16. 非ゲノム情報による牛凍結精液受胎性評価法開発事業

(1) 事業の目的

凍結精液による人工授精後に受胎性の低い雄牛が存在しており、それらの早期発見・低コストのスクリーニング手法の確立が必要であるため、この事業は、従来手法に加え環境要因によって変化する DNA メチル化状態のビッグデータを利用し、人工知能を用いた新しい受胎性予測手法を開発することを目的とする。

(2) 事業内容

① 非ゲノム情報による牛凍結精液受胎性評価法開発推進委員会開催等事業

② 非ゲノム情報による牛凍結精液受胎性評価法研究開発事業

非ゲノム情報による牛凍結精液受胎性評価法の開発のために、次の事業を実施し、技術の実用化を図る事業

ア) 受胎性に関連する精子 DNA メチル化情報の取得事業

マイクロアレイ及び次世代シーケンサーを用いたゲノムワイドな牛精子 DNA メチル化解析を行い、受胎性に関連するメチル化可変部位の取得を行う事業

イ) 精液受胎性評価データの取得及び人工知能による受胎性予測事業

精子運動特性及び受精能に ア) で得られた大規模データを取り入れた人工知能による牛種雄牛の早期受胎性予測技術を開発する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 東京農工大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

52,196千円

17. イムノシンバイオティクスと DNA マーカーによる 豚の腸内環境改善を介する抗病性向上手法の開発事業

(1) 事業の目的

感染症対策が養豚業における喫緊の課題であり、さらに薬剤耐性菌の出現から抗菌剤のみに頼らない健全育成が切望されている。この事業は、豚の抗病性向上に関するこれまでの研究を発展させ、抗病性に寄与する遺伝型と海藻残渣を利用したイムノシンバイオティクス飼養（免疫調整機能を有する腸内細菌とそのエサとなる難消化性糖質を同時に利用する方法）による腸内環境の改善を介する免疫能向上に着目し、養豚における薬剤に依存しない抗病性向上手法の発展的開発を行うことを目的とする。

(2) 事業内容

- ① イムノシンバイオティクスと DNA マーカーによる豚の腸内環境改善を介する抗病性向上手法の開発推進委員会開催等事業
- ② イムノシンバイオティクスと DNA マーカーによる豚の腸内環境改善を介する抗病性向上手法の開発事業
 - ア) イムノシンバイオティクスによる豚腸内環境改善手法の開発事業
 - イ) DNA マーカーの豚腸内環境に与える影響の評価事業
- ③ イムノシンバイオティクスと DNA マーカーによる豚の腸内環境改善を介する抗病性向上手法の開発の成果普及事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 東北大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

103,858千円

18. ブライダルチェック導入による牛受胎率向上事業

(1) 事業の目的

この事業は、乳肉用牛群の生産性に影響を与える潜在的要因を繁殖供用開始前に検出するため、牛群代謝衛生診断、遺伝的不良形質診断、及び繁殖予備能診断から成る新規「ブライダルチェック」を未経産牛群に導入し、光学式授精適期検知システムとの融合により受胎率を向上させる飼養管理システムを構築するとともに、乳肉用未経産牛の受胎性に与える有用性を検証し、それを新規技術体系として実用化を目指すことを目的とする。

(2) 事業内容

- ① ブライダルチェック導入による牛受胎率向上推進委員会開催等事業

- ② 乳肉用牛群へのブライダルチェック導入による受胎率向上事業
 - ア) 乳肉用未経産牛群における代謝衛生診断の確立と有用性検証事業
 - イ) 乳肉用未経産牛群における遺伝的不良形質診断の実践と新規遺伝性疾患への展開事業
 - ウ) 乳肉用未経産牛群における繁殖予備能評価測定の実践と有用性検証事業
 - エ) 乳肉用未経産牛群への光学式牛授精適期検知システム導入による繁殖管理試験事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 山口大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

92,032千円

19. 木質由来関節炎治療薬開発事業

(1) 事業の目的

この事業は、大型産業動物の運動器疾患がその価値や生産性を著しく低下させる重大な問題となっている中、これまでに確立した新規ポリ硫酸ペントサンの関節炎治療効果の検証に加え、それを説明できる抗炎症作用の機序の解明とともに、安全に食用動物に活用できるように投与後の代謝動態及び体内残留を分析し、安全・安価な物質として産業動物の生産性向上に活用するための基盤構築を行うことを目的とする。

(2) 事業内容

① 木質由来関節炎治療薬開発推進委員会開催等事業

② 木質由来関節炎治療薬の検証等事業

これまで実施してきたポリ硫酸ペントサンの関節炎治療薬の国内外での投与試験成果をもとに関節炎の実用的治療に関する情報（投与経路、適用等）の確立だけでなく、ポリ硫酸ペントサンの臨床的活用性拡大及び実用化に必要な情報（代謝動態、臓器残留等）に関する以下の検討を行う事業

ア) 臨床的活用性拡大の評価事業

イ) *in vitro* 培養細胞を用いた細胞生物学的効果判定事業

ウ) 産業動物への活用を視野に入れた薬物動態及び体内残留検索事業

エ) 事業成果に関するシンポジウムの開催事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 北海道大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

97,517千円

20. 快適性に配慮した肉用牛の飼養管理普及事業

(1) 事業の目的

肉用牛の飼養管理では、飼養者は快適性に配慮した飼養管理の重要性等を認識し、その一部をすでに実践しているが、AWの考え方への理解や外科的処置等における対応が今後の課題となっている。この事業は、AWに配慮した肉用牛の飼養管理の実態を把握した上で、優良事例調査を実施し、肉用牛関係者及び生産者等にAWの考え方や具体例等の情報を提供することでAWのより一層の普及・啓発を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 快適性に配慮した肉用牛の飼養管理普及推進委員会開催等事業

② 情報収集・提供事業

ア) 情報収集事業

子牛市場においてAWに関する調査を行うとともに、委員会等で検討した結果を基に、国内における優良事例調査を行う事業

イ) 情報提供事業

国内の優良事例に関する情報等を取りまとめて報告書を作成し、肉用牛関係者等に配布するとともに、肉用牛の業界誌等にAWに関する情報提供を行う事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 畜産技術協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

9,643千円

21. 快適性に配慮した豚の飼養管理推進普及事業

(1) 事業の目的

豚の飼養管理において、飼養者は快適性に配慮した飼養管理の重要性等を認識し、その一部をすでに実践しているが、AWの更なる向上を目指すためには、AWの基本的な考え方への理解や外科的処置等における対応が今後の課題となっている。この事業は、AWに配慮した豚の飼養管理に関する優良事例等の調査を実施し、AWの考え方や具体例等の情報を提供することで、養豚関係者及び生産現場へのAWの普及・推進を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 快適性に配慮した豚の飼養管理推進普及推進委員会開催等事業

② 情報収集・提供事業

ア) 情報収集事業

豚の飼養管理におけるAWへの対応方法等に関する情報収集を行うとともに、国内における優良事例調査を行う事業

イ) 報告書の作成・配布及び報告会開催事業

豚の飼養管理におけるAWへの対応方法や国内の優良事例に関する情報等を取りまとめて報告書を作成するとともに、養豚関係者等に報告書を配布する。また、AWの基本的な考え方や具体的なAWへの対応例を広く普及・啓発するため、養豚関係者を対象に国内における優良事例等を紹介する報告会を開催する事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 畜産技術協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

10,438千円

22. ジビエ加工品品質評価推進事業

(1) 事業の目的

野生鳥獣による農畜産物被害が依然として高水準であり、野生イノシシが豚の伝染病であるCSF（豚熱）感染拡大の原因とされ、国においても令和7年度までにジビエ利用量を倍増させる目標を打ち出していることから、この事業ではジビエ利用の有効な手法であるソーセージ等の加工品等について客観的な品質評価等を行い、その品質の向上と消費の拡大に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① ジビエ加工品品質評価推進委員会開催等事業

② ジビエ加工品分析等事業

ジビエ加工施設で製造されている加工品及びその原料肉について、品質の理化学分析、テクスチャー（かたさ、かみごたえ等）の物理的特性の分析及び官能検査を行い、ジビエ加工品の品質を客観的に評価する。また、一般的な畜肉加工品の品質も踏まえつつ、ジビエ加工品の分析データ、品質の特徴を取りまとめるとともに、品質向上のための課題等を報告書として作成し、ジビエ関係者に提供する事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 食肉科学技術研究所

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

25,606千円

23. 原皮裁断技術開発実用化推進事業

(1) 事業の目的

新型コロナウイルスの影響等による世界的な牛及び豚原皮の需要の減少により、販売できずにレンダリングや焼却処理せざるを得ない状況が発生しており、このような事態を放置すると、と畜機能の停滞が懸念される。また、レンダリングや焼却処理を行う際には原皮を裁断する必要があるものの、現在は原皮を裁断できる機械が存在せず、手作業で裁断を実施している状況にある。この事業は、原皮の裁断装置を開発することにより原皮の効率的かつ円滑な処理を促進し、我が国のと畜機能の維持を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 原皮裁断技術開発実用化推進委員会開催等事業

② 原皮裁断処理システム開発事業

牛・豚の原皮を効率的に裁断する機械装置の開発を行うとともに、その実用化を行う事業

③ 報告書作成事業

原皮の裁断装置の開発・実用化等に関する報告書を作成する事業

(3) 事業実施主体

食肉生産技術研究組合

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

26,580千円

24. 農畜連携による畜産経営の強化調査事業

(1) 事業の目的

この事業は、我が国の食料自給率向上のため、全国の畜産経営者に対しアンケート調査を実施するとともに、ワークショップを行う。また、地域資源が農畜連携により有効に循環されている事例を調査し、農畜連携が確立された背景、課題とその解決方法、将来の持続可能性を分析するとともに、「農畜連携指針」にまとめることを目的とする。

(2) 事業内容

① 農畜連携による畜産経営の強化調査委員会開催等事業

② 農畜連携による畜産経営の強化調査事業

- ア) 畜産経営体の農畜連携にかかる実態調査事業
- イ) 農畜連携にかかるワークショップの開催事業
- ウ) 農畜連携にかかる事例の収集調査事業
- エ) 農畜連携にかかるモデル地区での詳細調査事業
- オ) 農畜連携にかかるシンポジウムの開催事業
- カ) 農畜連携指針等の作成事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 全日本畜産経営者協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

14,358千円

25. 和牛の繁殖能力の遺伝情報活用手法実証事業

(1) 事業の目的

この事業は、肉用牛の繁殖基盤強化のため、初産月齢や分娩間隔等のデータを活用し、ゲノムワイド関連解析によって繁殖能力に関連するSNPを網羅的に複数検出し有用なDNA情報を探索し、それらを既存のSNPチップに追加搭載することによって、種畜を効率的に選抜する手法を確立し、繁殖能力の高い牛群整備を目指すとともに、併せて、第12回全国和牛能力共進会鹿児島会場での繁殖能力が優秀な個体の実証展示等を通じて確立した選抜手法の普及を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 和牛の繁殖能力の遺伝情報活用手法実証推進委員会開催等事業

② 繁殖能力に関わる遺伝情報活用手法確立事業

登録事業を通じて得られる初産月齢、分娩間隔、妊娠期間等、繁殖能力に関わるデータを活用し、ゲノムワイド関連解析によって繁殖能力に関連するSNPを検出し、それらのSNPを活用した種畜選抜の手法を確立する事業

③ 繁殖能力に関わる遺伝情報活用手法実証事業

令和4年に開催される第12回全国和牛能力共進会鹿児島会場において集畜展示される個体は、繁殖能力に関連するSNPマーカーが判明しているものであり、これらSNPマーカーの情報に加え、鹿児島会場での種牛審査標準に基づく審査結果を加味し、それらの関連性を調査・展示することで、繁殖能力の高い牛群整備に向けた新しい選抜手法の実証を行い、生産現場における普及促進を図る事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 全国和牛登録協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

75,649千円

26. 国産食肉食育啓発推進事業

(1) 事業の目的

食肉を基本とした食育を推進するためには、食への感謝の気持ち・理解を深めることがこれまで以上に重要となっている。この事業では、国産食肉の生産から流通、そして食卓に届くまでの過程の説明に併せ、国産食肉の安全性、健康面の効用等に関する資料・教材の充実、出前講座・研修会、食育料理セミナー、体験交流会、農業祭等のより実践的な取組を通じて、国産食肉への正しい知識の普及、啓発に努める。また、「命をいただくことの大切さ」等、食肉ならではの食育を推進し、安全、安心な食肉生産への理解醸成と国産食肉の需要拡大に資することを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 国産食肉食育啓発推進委員会開催等事業

- ② 国産食肉食育啓発及び食育推進事業
 - ア) 国産食肉食育教材・普及資料の作成事業
 - I. 食育教材作成委員会の開催
 - II. 国産食肉食育教材の作成等
 - III. 国産食肉食育啓発活動
 - イ) 出前講座、講習会の開催事業
 - ウ) 食育料理セミナー開催事業
 - エ) 体験交流会開催事業
 - オ) 農業祭等参加事業

(3) 事業実施主体

全国食肉事業協同組合連合会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

189,449千円

27. 映像を活用した畜産情報推進事業

(1) 事業の目的

この事業は、わが国の畜産経営における国際競争が激化する中で、その収益性を高め、かつ多様な担い手の活躍の場を広げるとともに後継者を確保するため、優れた畜産物生産・経営技術や先進的な畜産物輸出促進活動等の映像情報を収集し、わかりやすく質の高い映像情報として加工・編集し、BS放送グリーンチャンネル放送及びインターネット等を活用し情報発信することで、持続的な畜産経営の育成及び消費者に対し畜産への理解醸成を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 映像を活用した畜産情報推進委員会開催等事業

② 映像情報制作・提供事業

ア) 映像情報の制作事業

推進委員会の検討を踏まえ、①省力化機械導入による働き方改革事例、②畜産現場における多様な担い手の確保、③農場 HACCP 等を通じた畜産物の安全性の確保、④家畜衛生、⑤自然災害からの復興、⑥国の施策の補完としての推進対策等について、わかりやすい畜産現場の映像情報の制作を行う事業

イ) 映像情報の提供事業

BS 放送グリーンチャンネル及びインターネットの動画配信による映像情報の提供を行う事業

ウ) 映像情報の普及推進事業

制作・放送する映像情報について、生産者及び消費者への理解醸成を図るため、広報活動及び視聴者へのアンケート調査を行う事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 中央畜産会

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

97,350千円

28. 乳用牛の新たな改良手法開発事業

(1) 事業の目的

諸外国でゲノミック情報を活用した様々な形質の遺伝的能力評価の実用化や乳牛改良体制の高度化が急速に進展している一方、わが国においては2013年よりゲノミック評価を開始したが、ゲノミック情報を活用した乳牛改良手法の見直しや新たな形質の遺伝評価が行われていない。この事業は、ゲノミック情報を活用した新たな形質の遺伝的能力評価について調査・開発するとともに、わが国の乳牛改良手法の効率化及び高度化を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 乳用牛の新たな改良手法開発推進委員会開催等事業

② 新たな評価手法の開発事業

ア) 乳用牛改良手法の高度化事業

I. 乳用牛改良推進会議

II. 乳用牛改良体制検討委員会

イ) 新たな評価手法の調査開発事業

I. 統計手法専門委員会の開催

II. 遺伝評価用データの収集

III. 耐暑性の評価手法の検証

IV. ICT機器データを利用した評価手法の開発

V. 種雄牛の精液生産能力の評価手法の開発

(3) 事業実施主体

一般社団法人 家畜改良事業団

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

79,130千円

29. 生乳と乳製品の競争力強化支援事業

(1) 事業の目的

酪農経営においては、豪雨、猛暑等自然災害の増加、国際環境の変化に伴う輸入品との競合等に加え、コロナ禍の長期化による不安も大きく、厚労省のHACCP制度化への対応も求められている。この事業は、可能な限り有利に生乳を販売し経営を続けようとする取組みについて、6次化乳製品の安全性及び品質・信頼の向上のための技術的支援を行うとともに、生乳取引における検査の信頼性確保のための認証制度の改善・普及支援を行うことを目的とする。

(2) 事業内容

① 生乳と乳製品の競争力強化支援推進委員会開催等事業

② 6次化乳製品の衛生管理支援事業

製造工程に沿った衛生管理計画、HACCPプラン策定、衛生検査等の管理が適正か否かの検証のための検査を行うとともに、乳製品の安全性、品質安定・向上のための検査を行う。また、衛生管理研修会等による技術的支援を行う事業

③ 生乳検査精度管理認証制度事業

認証制度全般について酪農乳業関係者が検討する生乳検査精度管理委員会、認証の可否を決定する学識経験者から成る認証特別委員会、認証施設の信頼性確保部門責任者の研修会及び生乳検査技術者が技術的な情報の共有・協議等を行う連絡会をそれぞれ開催する。また、酪農乳業全体の検査体制構築のため、認証制度への参加が遅れている地域乳業者への具体的な支援措置を検討し参加を支援する事業

(3) 事業実施主体

公益財団法人 日本乳業技術協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

79,878千円

30. 畜産汚水浄化施設の A I 支援型リモート管理技術開発・普及事業

(1) 事業の目的

この事業は、養豚の汚水浄化施設における水質データを遠隔から収集し、A I 技術により高度な解析を行い、遠隔操作によって汚水浄化施設を制御するシステムを構築することで養豚排水の硝酸性窒素等の濃度を安定的に低下させる技術の開発及び普及を行うことを目的とする。

(2) 事業内容

① 畜産汚水浄化施設の A I 支援型リモート管理技術開発・普及推進委員会開催等事業

② 機械学習による汚水浄化施設高度管理技術開発事業

センシングによるデータ収集システムの検討を行うとともに、硝酸性窒素等の自動測定データに基づく高度管理用機械学習アルゴリズムの策定を行う。また、データの収集、機械学習、自動制御技術を統合した汚水浄化施設の高度管理システムを実装し、稼働効果の実証を行う事業

③ 技術マニュアル作成・普及啓発事業

A I 支援型リモート管理技術による汚水浄化施設高度管理技術マニュアルを作成し、説明会等を通じ普及啓発を行う事業

(3) 事業実施主体

一般財団法人 畜産環境整備機構

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

110,062千円

31. 酪農家飼養環境及びバルク乳成分調査事業

(1) 事業の目的

酪農家の飼養環境（飼料構成や搾乳環境、牛舎環境など）は、生乳成分の変動に強く影響するものの、実際の酪農現場でのこれらの関連に関する知見は非常に限られる。この事業は、全国規模で酪農家調査を実施し、その飼養環境と乳中脂肪酸組成や香気成分などのバルク乳成分とを関連付けた実際の現場で実用可能なデータベースを構築するとともに、そのデータベースを活用し、異常風味発生リスクを低減するための飼養管理方法を開発することを目的とする。

(2) 事業内容

① 酪農家飼養環境及びバルク乳成分調査推進委員会開催等事業

② 酪農家飼養環境及びバルク乳成分調査研究事業

ア) 酪農家飼養環境及びバルク乳調査事業

全国規模で郵送及び実際の訪問による酪農家調査を実施するとともに、酪農家の飼養環境（飼料構成や搾乳環境、牛舎環境など）を調査し、同時にバルク乳を採取する事業

イ) 乳成分分析及びデータベース構築事業

ア)の事業で採集したバルク乳の成分（一般乳成分、脂肪酸組成、香気成分など）を分析し、酪農家の飼養環境と乳成分情報とを紐づけたデータベースを構築する事業

③ 事業成果公表事業

事業の成果をとりまとめ、公表するとともに、異常風味発生リスクを低減させる酪農家の飼養管理方法を開発し、あわせてデータベース活用のガイドラインを作成し、講習会等の開催を通じ成果の普及を図る事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 北海道大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

44,318千円

32. 褐毛和種高知系の肉質・ブランド力強化事業

(1) 事業の目的

地方特定品種である褐毛和種高知系（土佐あかうし）の赤身肉・少頭数品種という特徴を活かし国内外の市場での差別化戦略を推進し、国民への多様な国産和牛肉の供給及び輸出を視野に入れた市場を拡大するため、この事業では、その美味しさの特徴を明らかにし、特徴的な成分についての網羅的解析を行い簡易評価技術を開発するとともに、独自の枝肉格付けである TRB（Tosa Rouge Beef）の平準化と地域資源の給餌による肉質向上、飼養管理技術を検討することを目的とする。

(2) 事業内容

① 褐毛和種高知系の肉質・ブランド力強化推進委員会開催等事業

② 土佐あかうし牛肉の特徴探索及び個性創出事業

ア) 美味しさの基準化事業

褐毛和種高知系の「美味しさ」を定義づけするために、他品種との比較によってマクロな肉質、食味成分を含む網羅的代謝化合物プロファイル及び食肉処理後の熟成変動を明らかにする事業

イ) 特徴的な成分の詳細な分析とその活用による簡易評価法の開発事業

土佐あかうしの枝肉評価前段階での肉質の予測を可能にする非侵襲的指標を開発するため、ア) で得られたメタボローム解析データから肉質に関わる遺伝子群を抽出し、一塩基多型（SNP）との関連を調査する事業

③ 事業成果の情報発信事業

研究成果について、飼養管理マニュアルを作成するとともに、セミナー・シンポジウムを開催しその普及を行う事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 高知大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

67,934千円

33. 肉用牛における安定的な子牛生産のための妊娠牛健診開発事業

(1) 事業の目的

肉用子牛の供給不足と肉用牛の死産率が増加しているため、この事業では、現在の交配後 30～60 日の受胎確認と臨床的な異常時等の対応のみの繁殖牛の健康管理に加え、ヒトのように事前に母牛と胎子の状態を検診する妊娠牛検診を実施し、安定的子牛生産を目的とする。

(2) 事業内容

① 肉用牛における安定的な子牛生産のための妊娠牛健診開発推進委員会開催等事業

② 妊娠牛健診の技術開発事業

ア) 母牛産前検診の技術開発事業

肉用牛における産子の成育や母牛の産後の免疫応答と次の繁殖性を考慮した妊娠期における栄養水準を策定するとともに、牛の産道形成に関わる頸管熟化は頸管に炎症が起こることから、頸管熟化の指標として、頸管粘液中のサイトカイン及び好中球浸潤の正常分娩と異常分娩における動態を明らかにし、分娩検診技術を確立する事業

イ) 胎子検診の技術開発事業

超音波診断装置による胎子モニタリングとともに、胎盤由来物質の測定を行うことで、分娩難易度及び出生時体重を考慮した検査時期とその基準値を策定する事業

③ 妊娠牛健診の生産現場での実証・移転事業

②で開発した黒毛和種の妊娠牛健診技術について、生産現場への普及を図るため、民間の生産現場で実証してその効果を検証するとともに、学会などで研究成果を報告し、マニュアルを作成する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 宮崎大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

62,035千円

34. ジャージー種による A2 牛乳及び乳製品の開発事業

(1) 事業の目的

近年、A2 型の β -カゼインのみを含む A2 牛乳の市場が拡大傾向にある中で、消費者ニーズや生産・流通の多様化に対応するため、この事業では、岡山県蒜山地域等のジャージー種を対象として β -カゼイン遺伝子 CSN2 の A1/A2 型を調べるとともに、A1 及び A2 牛乳並びに A1 及び A2 発酵乳製品における β -カゾモルフィンの生成及び分解並びにその制御要因を明らかにし、得られた知見を生産者にフィードバックし、A2/A2 ジャージー種の集約計画及び A2 牛乳及び乳製品の製造販売戦略を策定することを目的とする。

(2) 事業内容

① ジャージー種による A2 牛乳及び乳製品の開発推進委員会開催等事業

② ジャージー種による A2 牛乳及び乳製品の開発実用化事業

ア) 検査血液を利用した A1/A2 遺伝子の診断と選抜戦略事業

ヨーネ病の検査採血時に遺伝子診断用の採血を行い、ゲノム DNA を精製して CSN2 遺伝子の A1/A2 型を調査する事業

イ) A1 牛乳、A2 牛乳、A1 乳製品及び A2 乳製品の機能性評価試験事業

A1 牛乳及び A2 牛乳からヨーグルトを製造し、凍結乾燥して *in vitro* 酵素分解試験及びマウスへの給与試験を行い、醗酵製品の機能評価を行う事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 岡山大学

(4) 事業実施期間

令和 3 年度

(5) 交付限度額

3, 920 千円

35. 蜜蜂飼料（代用花粉エコフィード）の開発事業

（1）事業の目的

花粉がミツバチの生育に重要な食料であることから、養蜂を行うためには、花粉の代わりとして人工の蜜蜂飼料（代用花粉）を給餌されているが、日本には優れた代用花粉がないことから輸入品が多く用いられている。この事業では、日本でも入手可能な原料（植物性食品廃棄物）を用いて、輸入品よりも優れ、エコフィードとしても登録可能な国産の蜜蜂飼料（代用花粉）を製造し、その成果を養蜂関係者等へ提供することを目的とする。

（2）事業内容

① 蜜蜂飼料（代用花粉エコフィード）の開発推進委員会開催等事業

② 代用花粉の製造事業

ア) 代用花粉の製造実験事業

花粉荷成分、香料等の代用花粉原料の基礎データを収集し、オリジナル代用花粉プロトタイプ^①の製造試験を行うとともに、代用花粉の基本配合を決定する事業

イ) 代用花粉の製品化事業

代用花粉プロトタイプ^①を養蜂業者に提供して、実際の養蜂現場での給餌試験を行うとともに、製品化に向けて、製造方法等を決定する事業

（3）事業実施主体

大阪府立園芸高等学校

（4）事業実施期間

令和3年度

（5）交付限度額

3,639千円

36. 国産チーズ・イノベーション事業

(1) 事業の目的

この事業は、国産乳製品の国際競争力強化のため、輸入チーズとの差別化、優位性を訴求した国産チーズの開発・普及及び副産物ホエイの積極的活用を図る。具体的には、日本独自のチーズスターター、麴菌を用いた麴菌熟成チーズ、ホエイ濃縮によるブラウンチーズの三つの開発事業の深耕と普及を図るとともに、これらの推進により、国内酪農生産基盤の安定・強化と乳資源廃棄ゼロの持続可能な開発目標の取組みにつなげることを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 国産チーズ・イノベーション推進委員会開催等事業
- ② 国産チーズスターター開発普及事業
 - ア) 国産チーズスターターの開発・用途拡大事業
 - I. 乳酸発酵を強化した混合系スターター開発
 - II. 開発スターターを利用したチーズ製造工程モデルの構築
 - イ) 地域ブランドチーズ創出事業
- ③ 麴菌熟成チーズ開発普及事業
 - ア) 選抜麴菌活用による多様なチーズの特性解明事業
 - イ) 選抜麴菌の製剤化とチーズ製造技術開発事業
 - ウ) 実装化検証と技術指導による技術移管事業
- ④ ブラウンチーズ開発普及事業
 - ア) ホエイ加熱濃縮装置の開発事業
 - イ) ブラウンチーズ製造技術開発事業
 - ウ) 実装化検証と技術指導による技術移管事業
- ⑤ ガイドライン作成及び成果広報事業

(3) 事業実施主体

学校法人日本医科大学 日本獣医生命科学大学（代表機関）
公益財団法人 とかち財団

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

86,393千円

37. 国産食肉加工品国際競争力向上・製造基盤強化対策事業

(1) 事業の目的

TPP11、日 EU・EPA、日米貿易協定の発効、RCEP 協定の署名による食肉加工品の輸入増加や国内食肉加工業の空洞化の懸念、気候変動等の環境対策への機運が高まっている。この事業は、国産食肉加工品の脅威となり得る海外製品の製造・品質等の調査・分析、国産品の輸出促進のための輸出先国の規制や共同輸出等に係る調査、海外の環境負荷低減の取組みの把握等を行い、国内食肉産業の国際競争力強化、国産豚肉等の利用拡大を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 国産食肉加工品国際競争力向上・製造基盤強化対策推進委員会開催等事業
- ② 海外食肉加工品製造・消費・販売・品質等実態調査事業
- ③ 国産食肉加工品利用拡大対策事業
- ④ SDGs 対応型製造基盤強化対策事業

(3) 事業実施主体

日本ハム・ソーセージ工業協同組合

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

103,167千円

38. コロナ感染症下の食肉消費動向等分析事業

(1) 事業の目的

コロナ感染症による外食頻度の減少、内食機会の増加等が食肉の流通・消費にも大きな変化をもたらし、食肉関連事業者ひいては畜産農家の経営にも大きな影響を及ぼしている。この事業では、消費者へのWEB調査、食肉関連事業者への郵送調査、業界関係者等からのヒアリング調査を実施するとともに、コロナ感染症下での食肉の流通・消費事情の変化を把握・分析して、その結果を関係者に提供することにより、経営環境の激変に対応した経営展開に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① コロナ感染症下の食肉消費動向等分析推進委員会開催等事業

② コロナ感染症下の食肉消費動向等分析事業

ア) 消費者WEB調査事業

イ) 食肉販売事業者向け調査事業

ウ) 外食事業者向け調査事業

エ) 業界関係者ヒアリング調査事業

オ) 報告書の作成・配布事業

(3) 事業実施主体

公益財団法人 日本食肉消費総合センター

(4) 事業実施期間

令和3年度

(5) 交付限度額

23,436千円

39. 和牛肉の新価値観構築事業

(1) 事業の目的

この事業は、和牛肉の消費者ニーズの多様化に対応した新しい価値観の構築のため、品質並びに食味形質を網羅的にデータベース化し、品質特性の数値化とこれによる分類を行い、新たな和牛肉の客観的評価法の確立や需要に応じた生産・供給体制の構築に向けた検討を進めるとともに、第12回全国和牛能力共進会鹿児島会場において、来場者（生産者、後継者、消費者等）に向けた普及啓発活動等を通じて、牛肉の新価値観構築の推進を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 和牛肉の新価値観構築推進委員会開催等事業

② 和牛肉の新たな客観的評価手法及び価値観構築検討事業

- ア) 牛肉の品質並びに食味性形質の網羅的収集分析・分類事業
- イ) 肥育期間短縮により生産された牛肉の特長調査・分析事業
- ウ) 食味性形質に関するSNPの調査・分析事業

③ 消費者ニーズに対応した和牛肉の生産普及推進事業

④ 普及啓発事業

事業成果を報告書及び要約版（パンフレット）に取り纏め、関係機関等に配布するとともに、牛肉の食味性向上に関するシンポジウム等を開催し、牛肉の新たな価値観構築等に関する情報を消費者や生産者等に発信し、事業効果の普及を図る事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 全国肉用牛振興基金協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

110,980千円

40. 日本チーズ認証基準策定普及事業

(1) 事業の目的

近年、酪農地域の6次産業化等を背景に全国のチーズ工房数が大幅に増加しナチュラルチーズの製造も盛んになってきている。この事業では、各工房が衛生的に品質の優れ、消費者のニーズに合うチーズを製造するとともに、優れた国産ナチュラルチーズを生産するための、工房の認証制度はどのようにあるべきかについての調査を行い、その結果をもとに日本チーズ認証基準を策定し、その普及を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 日本チーズ認証基準策定普及推進委員会開催等事業

② 日本チーズ認証基準普及事業

ア) 認証基準策定のための調査事業

全国の工房にアンケート調査を実施し、製造の実態を調査し、調査項目の基礎資料を作成するとともに、認証体制が構築されているEUのチーズの生産現場や認証組織の実態調査を行う。また、国内において、業態の異なる製造所における認証制度を調査・検証し、日本チーズ認証基準の精度・改善を図る事業

イ) 日本チーズ普及事業

国内における「日本チーズ」の名称の認知を広め、日本独自の特徴を有する繊細な技術力で作られたチーズの存在を消費者にアピールするため、チーズコンテストにおけるブースの設置やイベント等に出展するとともに、ホームページやSNS等により情報発信を行う事業

ウ) 工房等チーズ生産者対象のコンプライアンス研修事業

製造販売に関わる食品衛生法、食品表示法、景品表示法等関係法令の順守を図るため、全国規模での研修会を行う事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 日本チーズ協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

22,424千円

41. 輸出向け肉用牛取扱改善推進事業

(1) 事業の目的

政府の農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の輸出重点品目に定められている牛肉について、更なる輸出拡大に向けて、本年、米国当局より鼻環の牽引が動物福祉に反する旨の指摘があったことを踏まえ、輸出先国の求める水準の動物福祉への対応が喫緊の課題である。この事業では、食肉処理施設における動物福祉に配慮した牛の取扱い方法のマニュアルの作成普及とともに鼻環に代わる簡易型頭絡の開発等を行い、牛肉の輸出拡大に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 輸出向け肉用牛取扱改善推進委員会開催等事業

② 牛の動物福祉的牽引技術開発推進事業

鼻環を使用しない牛の牽引方法を普及させるために必要な、装着・脱着が容易な簡易型の頭絡の開発を行う事業

③ 輸出向け肉用牛取扱マニュアル普及事業

牛肉輸出に取り組む食肉処理施設、生産者等を対象に、輸出向け肉用牛取扱改善推進委員会での検討を受けて作成したマニュアルをもとに研修会を開催し、本マニュアルの普及を図る事業

(3) 事業実施主体

公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

19,464千円

42. 肺炎罹患部位における抗菌薬濃度解明事業

(1) 事業の目的

肺炎罹患部位へ移行した抗菌薬濃度を明らかにし、より確実かつ効果的な耐性菌を出現させない抗菌薬療法の確立、抗菌薬の使用量削減、薬剤耐性菌の出現抑制に貢献するため、この事業では、肺炎罹患牛に抗菌薬を全身投与する前後において、血液及び気管支肺胞洗浄液を経時的に採取、解析することにより、抗菌薬の肺炎罹患部位への移行性を解明し、食の安心安全を大きく推進させることを目的とする

(2) 事業内容

① 肺炎罹患部位における抗菌薬濃度解明推進委員会開催等事業

② 肺炎罹患部位における抗菌薬濃度解明事業

ア) 肺炎罹患部位への抗菌剤移行性調査事業

肺炎罹患牛に抗菌薬を全身投与する前後において、血液及び気管支肺胞洗浄液を経時的に採取、解析することにより抗菌薬の肺炎罹患部位への移行性を解明する事業

イ) 薬物濃度等検査事業

ア) で得られた検体について、3種類のフルオロキノロン系抗菌薬（エンロフロキサシン、マルボフロキサシン、オルビフロキサシン）を供試し、抗菌性等の調査を行う事業

ウ) 事業成果の公表

本事業で得られた抗菌薬の肺炎罹患部位への移行性に関する知見を取りまとめ、大学ホームページ、学会発表、学術誌等により公表する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 鹿児島大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

49,692千円

43. 牛伝染性リンパ腫リスク検査法開発事業

(1) 事業の目的

この事業は、牛伝染性リンパ腫ウイルス（BLV、（旧名：牛白血病ウイルス））の蔓延及び経済的損失最小化のため、伝播性及び病原性が高いウイルス株を迅速に検出可能な検査方法を開発することにより、様々な感染状況の農場での対策を実行することを可能とし、家畜伝染病予防法で定められた牛の伝染病で最も発生件数が多い牛伝染性リンパ腫への有効かつ実行可能な対策を推進することを目的とする。

(2) 事業内容

① 牛伝染性リンパ腫リスク検査法開発推進委員会開催等事業

② リスク関連マーカー同定事業

BLV 感染拡大及び EBL（地方病性牛伝染性リンパ腫）発症率上昇に寄与する高伝播性株及び強毒株それぞれを簡便に検出する方法がないため、それらの感染と特異的に関連するマーカー（遺伝子変異、エクソソームに含まれる RNA 及びタンパク質）を同定する事業

③ リスク検査法確立及び検証事業

ウイルス株と特異的に関連するマーカーを簡便に検出できる検査法を開発し、採取した臨床サンプルが検査可能であるか検証するとともに、同定したマーカーの中で感度及び特異度が高い検査法の精度を検証する事業

(3) 事業実施主体

学校法人麻布獣医学園 麻布大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

56,454千円

44. 人工ファージによる Swine PathoScan 法の開発事業

(1) 事業の目的

この事業は、ブタの感染症の病原体を適切に判定するため、ブタ感染症として重要視されている監視伝染病及び食の安全に関わる病原体のうち、細菌・ウイルス・寄生虫に対して血液中あるいは唾液中に誘導される抗体を使用して、その抗体に結合する病原体由来タンパク質に対するペプチド発現人工ファージライブラリーを用いてエピトープ部位を決定することで、そのブタがどのような感染症に対して罹患したのかを網羅的に解析する Swine PathoScan 法を開発することを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 人工ファージによる Swine PathoScan 法の開発推進委員会開催等事業
- ② 標的病原体のエピトープ選定等事業
- ③ 病原体エピトープを発現するペプチドファージライブラリー構築等事業
- ④ phage-display immunoprecipitation and sequencing (PhIP-Seq) 開発等事業
- ⑤ 実用性評価等事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 京都大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

38,399千円

45. 牛伝染性リンパ腫の損失低減技術開発事業

(1) 事業の目的

この事業は、牛伝染性リンパ腫が近年増加傾向にあり、畜産経営に大きな経済的被害を与えているため、感染・発症に対する抵抗性牛及びハイリスク牛に特異的な指標に着目し、生産現場で実用的に使用できる対策指標を実現する基盤技術の研究を行うことにより、牛伝染性リンパ腫ウイルス（BLV）感染状況に応じた対策の実施と農場単位での清浄化を可能とし、最終的には国レベルでのBLV清浄化に貢献することを目的とする。

(2) 事業内容

① 牛伝染性リンパ腫の損失低減技術開発推進委員会開催等事業

② 牛伝染性リンパ腫に関する指標の評価手法の確立事業

牛伝染性リンパ腫の損失低減のため、これまで得られた成果指標（各病態段階の感染・発症抵抗性遺伝子群の特定、有効な SNP 領域及び近傍の機能遺伝子の特定、感染あるいは発症抵抗牛群の特定等）を畜産現場において実用的に BLV 対策として使用できる感染リスク及び発症リスクの評価手法を確立するとともに、感染・発症に関連する SNP のリスク指標としての有用性を検討し、感染細胞のクローン性増殖（クロナリティ）を用いた発症診断法を確立する事業

③ 複数の指標を総合的に評価する手法の開発事業

②において検討した指標と既報の指標を総合的に評価し、有用な指標の組み合わせを検討する事業

④ モデル農場における各種指標の評価手法確立事業

③の各種指標を測定した農場において、定量化リスク情報を提供、それぞれの農場に応じた対策手法の立案、実用にあたっての問題点などの洗い出しを行うとともに、確立した指標の利用可能性についてマニュアルの作成、シンポジウムの開催等による情報発信を行う事業

(3) 事業実施主体

学校法人 東京農業大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

109,798千円

46. 乗用馬防疫推進事業

(1) 事業の目的

この事業は、馬インフルエンザ等馬伝染性疾病の防止を図るため、乗馬クラブ等で飼養されている乗用馬に対し、馬インフルエンザ、日本脳炎及び破傷風の3つの馬伝染性疾病の予防措置としてのワクチン接種の的確な実施を推進することを目的とする。

(2) 事業内容

① 乗用馬防疫推進委員会開催等事業

② 乗用馬防疫推進事業

乗用馬に対する獣医師が行う馬インフルエンザ、日本脳炎、破傷風の伝染性疾患予防ワクチンの接種及び接種した実馬の確認調査を行う事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 全国乗馬倶楽部振興協会

(4) 事業実施期間

令和3年度

(5) 交付限度額

36,725千円

47. 馬飼養衛生管理特別対策事業

(1) 事業の目的

この事業は、多様化している馬の飼養衛生管理の充実強化を図るため、地域の馬獣医療を担う獣医師の衛生管理技術の向上や、疾病の早期診断や病性鑑定技術の保持・向上を図るとともに、競走馬以外の馬飼養衛生管理についての総合的馬自衛防疫体制の確立を目的とする。

(2) 事業内容

① 中央推進事業

- ア) 馬飼養衛生管理特別対策中央推進委員会開催等事業
- イ) 馬飼養衛生管理技術検討会開催等事業
- ウ) 馬獣医療実態調査・馬臨床実習事業

② 地方推進事業

- ア) 地域馬飼養衛生管理体制整備委員会開催事業
- イ) 馬飼養衛生管理技術地方講習会開催事業
- ウ) 地域馬獣医療実態調査・馬飼養衛生普及検討会開催事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 中央畜産会

(4) 事業実施期間

令和3年度

(5) 交付限度額

51,533千円

48. 馬伝染性疾病防疫推進対策事業

(1) 事業の目的

馬の生産振興に大きな影響を及ぼす馬インフルエンザ、馬鼻肺炎等伝染性疾病的の発生防止、育成馬及び生産地繁殖雌馬の損耗防止の観点から日本脳炎、破傷風、馬ゲタウイルス感染症等疾病に対する免疫の確保、維持・構築を図るため、この事業は生産者等と一体となったワクチン予防接種等を推進することにより、安定した馬の生産及び畜産の振興に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 馬伝染性疾病防疫推進対策委員会開催等事業

② 馬防疫強化地域推進対策事業

ア) 馬ワクチン接種等地域推進対策検討会開催等事業

馬ワクチン接種等地域推進対策検討会を開催し、乗用馬、農用馬等を対象とした馬インフルエンザワクチン接種及び繁殖雌馬を対象とした馬鼻肺炎ワクチン接種推進の検討等を行う事業

イ) 馬ワクチン予防接種等推進事業

競走馬以外の農用馬等を対象に、馬インフルエンザワクチン接種を推進するとともに、繁殖雌馬に馬鼻肺炎ワクチン接種の推進等を行う事業

③ 育成馬等予防接種推進事業

生産地の競馬場入厩前の育成馬及び繁殖雌馬（軽種・重種）を対象に、日本脳炎、破傷風、馬インフルエンザ及び馬ゲタウイルス病ワクチン接種の推進等を行う事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 中央畜産会

(4) 事業実施期間

令和3年度

(5) 交付限度額

210,500千円

49. 家畜疾病・自然災害緊急支援体制推進事業

(1) 事業の目的

この事業は、地域の家畜衛生の改善や畜産経営の安定と向上に資するため、口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染性疾病や台風、地震等大規模災害が発生した際の初動対応に必要な緊急用機材及び資材の備蓄、運搬を支援することを目的とする。

(2) 事業内容

① 家畜疾病・自然災害緊急支援体制推進委員会開催等事業

② 緊急支援推進事業

平成29年度事業で整備し平成30年度から令和2年度事業で備蓄・管理している緊急用機材・資材の保管及び使用状況、並びに機材等の動作確認や利用状況について備蓄先からの聴取等を行うとともに、緊急時においては、機材・資材の被災地等への運搬に当たり、備蓄先との連絡調整を行い、速やかに支援を行う事業

③ 緊急支援体制整備事業

平成29年度事業で整備し平成30年度から令和2年度事業で備蓄・管理している緊急用機材・資材の更新と補充を行うとともに、家畜伝染性疾病及び自然災害等発生により必要に応じ緊急用機材・資材の追加整備を行う事業

(3) 事業実施主体

畜産経営支援協議会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

59,977千円

50. 飼養衛生管理基準普及啓発推進対策事業

(1) 事業の目的

平成30年9月以降の国内での豚熱の発生、海外でのアフリカ豚熱の感染拡大等を背景に、我が国の家畜防疫をよりの確に実施する観点から、令和2年7月に家畜伝染病予防法が改正され、改正法に基づき家畜所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準が大幅に改正された。この事業は、畜産関係者に対し飼養衛生管理基準の普及啓発を迅速かつ的確に実施し、防疫措置・体制の強化・推進に資することを目的とする。

(2) 事業内容

① 飼養衛生管理基準普及啓発推進委員会開催等事業

② 普及啓発資料作成・配布事業

新たな飼養衛生管理基準の普及啓発資料作成に関する委員会を開催し、家畜飼養関係者等に対して、日常的に視覚的に普及啓発するための飼養衛生管理基準の普及啓発資料（ガイドブック、チェックシート及びポスター）を作成・配布する事業

③ 全国事業推進会議の開催事業

県畜産協会、畜産関係団体等を対象とした全国会議を開催し、普及啓発資料等を用いて新たな飼養衛生管理基準の普及啓発を推進する事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 中央畜産会

(4) 事業実施期間

令和3年度

(5) 交付限度額

49,395千円

51. 農場管理専門獣医師等認定・活動支援事業

(1) 事業の目的

CSF・ASF・口蹄疫等の越境性感染症や人獣共通感染症の侵入が懸念される中で、畜産農場への感染症の侵入防止をはじめ、生産性の向上、畜産経営の改善、薬剤耐性（AMR）対策を含む安全な畜産物の安定供給等、畜産経営全般を指導する農場管理獣医師のフル活動が期待されている。この事業は、広く畜産経営及び国民に認知される農場管理獣医師等の養成研修体制の整備による専門獣医師制度を確立することを目的とする。

(2) 事業内容

- ① 農場管理専門獣医師等認定・活動支援推進委員会開催等事業
- ② 専門獣医師協議会設置・検討事業
 - ア) 認定・専門獣医師の認定を行う専門分野の検討及び指定
 - イ) 認定・専門分野別の研修プログラム基準の決定、評価、認定、管理等
 - ウ) 認定・専門獣医師の認定登録及び管理
 - エ) 認定・専門獣医師制度の周知、普及の方法等
- ③ 研修プログラム基準案作成・評価作業委員会事業
- ④ 研修会等開催・管理事業
 - ア) 認定獣医師養成研修会等の開催
 - イ) 専門獣医師養成研修会等の開催
 - ウ) 実践的実技研修会等機器整備事業
- ⑤ 認定・専門獣医師認定・登録・更新管理事業
 - ア) 認定・登録管理システム検討委員会の開催
 - イ) 認定・専門獣医師の認定・登録・更新管理
 - ウ) 認定・専門獣医師の普及・啓発
- ⑥ 農場管理獣医師活動周知・普及推進事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 日本獣医師会

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

93,046千円

52. 土壤凍結地帯の放牧草地におけるペレニアルライグラスの追播技術高度化事業

(1) 事業の目的

北海道東部地域等の土壤凍結地帯におけるチモシー主体放牧草地へのペレニアルライグラス（以下、PR）の追播導入の効果は年による変動が大きい。この事業では、その対策として秋の草地利用状況や気象データからの冬枯れリスク評価法に基づきPRを追播することにより、草地におけるPR被度を安定維持するための追播技術の高度化を図り、現場への普及につなげることを目的とする。

(2) 事業内容

① 土壤凍結地帯の放牧草地におけるペレニアルライグラスの追播技術高度化推進委員会開催等事業

② 調査研究事業

ア) 追播技術高度化のための基礎試験事業

PRの低温発芽性等の品種間差を明らかにするとともに、初冬播種について地域気象データから最適な播種時期の数理モデルの構築及び各種コーティングによる初冬播種出芽率向上等の検証を行う事業

イ) 土壤凍結地帯のチモシー主体草地への追播技術高度化事業

土壤凍結地帯におけるPR利用法（最終利用時期、強度）と冬枯れ発生リスクの関係、気象データに基づくPR冬枯れリスク評価法の開発及びPRを混播したチモシー草地への冬枯れリスクを考慮したPR追播対策（初冬・萌芽前）とその効果の検証から、PR被度を安定維持するための草地管理技術の開発を行う事業

③ 現地試験・実証展示事業

高度化追播技術について道東酪農家の草地に適用して現地試験及び実証展示を行うとともに高度化追播技術に関する研修会及びリーフレットの作成・配布を行う事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 北海道大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

11,880千円

53. 乳母豚の生産現場での活用手法開発事業

(1) 事業の目的

日本の養豚農場において、26年ぶりに我が国で報告された豚熱を背景とし、新生子豚の「初乳摂取」の重要性が再認識されている中、生産性の向上を目的とした多産系母豚の導入が進む生産現場では「初乳摂取量」が不足している個体が増えている。この事業では、全ての子豚へ十分に初乳を飲ませるための補助技術として、人為的泌乳制御モデル（乳母豚）の乳の効果を検証し、乳母豚の生産現場における活用方法を調査することを目的とする。

(2) 事業内容

① 乳母豚の生産現場での活用手法開発推進委員会開催等事業

② 偽初乳の代用初乳としての効果検証事業

ア) 偽初乳が子豚に与える効果の短期的検証事業

乳母豚から得られた乳を与えられた新生子豚を用いて、これらの乳が子豚に与える効果を短期的に検証する事業

イ) 偽初乳が子豚に与える効果の中期的検証事業

乳母豚から得られた乳を与えられた新生子豚を用いて、これらの乳が子豚に与える効果を中期的に検証する事業

③ 乳母豚の活用方法検証事業

娩出された新生子豚を実際に乳母豚に哺乳させて管理し、それらの子豚と実母の哺育を受けた子豚の授乳中健全性を比較検討し、乳母豚の活用における具体的な方法や課題を検証する事業

(3) 事業実施主体

学校法人麻布獣医学園 麻布大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

13,365千円

54. 子牛の感染性下痢症の対策基盤事業

(1) 事業の目的

子牛の下痢症の原因は、クリプトスポリジウム・コクシジウム・ロタウイルスが9割以上を占めていることから、この事業では、下痢症の3大病原体の日本全国での疫学解析、前事業で同定した薬剤シーズに対する農場の子牛を用いた効果の解析、混合感染メカニズムの解析を行うことで、子牛の感染性下痢症の総合的な対策基盤の確立を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 子牛の感染性下痢症の対策基盤推進委員会開催等事業

② 子牛の混合感染性下痢症の感染制御のための事業

ア) 子牛の下痢症糞便サンプルの収集と原因微生物の分子疫学解析事業

日本各地の農場から下痢症を引き起こした子牛の糞便の収集を行うとともに、原虫 DNA、原虫共生ウイルス及びロタウイルス RNA のシーケンス解析を行い、子牛の下痢症の3大病原体であるクリプトスポリジウム、コクシジウム、ロタウイルスの分子系統樹の作成を行う事業

イ) 薬剤シーズの農場の子牛での効果の解析事業

前事業の成果としてクリプトスポリジウム感染培養細胞及び SCID マウスにおいて効果が確認された薬剤シーズを用いて、子牛下痢症の蔓延農場において下痢症阻止効果の解析を行う事業

ウ) 子牛の下痢症における混合感染メカニズムの解析事業

農場における子牛の下痢症の混合感染例の臨床指標と感染動態の解析を行うとともに、ロタウイルスとクリプトスポリジウムの混合感染の状態を解析するため、レセプター競合、Poly(I:C)、乳飲みマウス感染系等を用いて、ウイルスと原虫の増殖を単独感染時と比較解析する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 東北大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

39,598千円

55. 監視伝染病以外の牛病原体の検査システム開発事業

(1) 事業の目的

この事業は、牛において監視伝染病以外の疾患がもたらす経済的被害が甚大であるため、これら監視伝染病対象外疾患の原因病原体について、牛農場で獣医師が網羅的・迅速・簡便にスクリーニングできる検査システム（dembo-RCA）や検査所における確定検査システム（dembo-PCR）、更には未知の病原体を検出するシステムを開発するとともに、将来的に大学が監視伝染病以外の病原体検査を担い、行政による病原体検査を補う体制作りを提案することを目的とする。

(2) 事業内容

① 監視伝染病以外の牛病原体の検査システム開発推進委員会開催等事業

② 検査システム開発事業

ア) dembo-RCA 開発事業

現場検査システムとして、40 種類の dembo-RCA 用プローブをデザインし病原体のスパイク試験などにより検出感度を検証する事業

イ) dembo-PCR 開発事業

検査所検査システムとして、22 種類の dembo-PCR を dembo-RCA に合わせて検査項目として追加開発し、研究室内において病原体のスパイク試験などにより検出感度を検証する事業

③ 検査システム検証事業

dembo-RCA を用いた牛農場での検証、dembo-PCR を用いた研究室での確認、次世代シーケンサーを用いた網羅的検出により、システム全体を構築する事業

④ 検査システム普及事業

行政機関を対象に成果報告会を開催する。また、臨床獣医師向けに検査法の研修会を実施するとともに、獣医系大学生を中心に家畜感染症検査シンポジウムを開催する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 東京農工大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から2年間

(5) 交付限度額

65,630千円

56. 黒毛和種肥育牛のコバルト栄養改善事業

(1) 事業の目的

この事業は、農家及び飼料製造会社が適切な量のコバルトを含む飼料の生産を可能にし、黒毛和種肥育牛において生じているコバルト欠乏を防ぐ効果的な飼養管理技術の普及に貢献するため、黒毛和種肥育牛におけるコバルト要求量を策定するとともに、黒毛和種肥育牛に給与されている配合飼料の主な原料中のコバルト含量を明らかにすることを目的とする。

(2) 事業内容

① 黒毛和種肥育牛のコバルト栄養改善推進委員会開催等事業

② コバルト要求量策定試験事業

給与飼料中のコバルト含量とその飼料を給与した肥育牛の血漿中マチルマロン酸濃度と血中ビタミン B12 濃度により、黒毛和種肥育牛におけるコバルト要求量を明らかにする事業

③ 飼料中コバルト含量調査試験事業

肥育牛の配合飼料に多用されているトウモロコシ、大麦、フスマ等の配合飼料原料中のコバルト含量及びその変動を明らかにする事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 京都大学

(4) 事業実施期間

令和3年度

(5) 交付限度額

3, 555千円

57. 若齡種雄牛精液品質高位平準化技術開発事業

(1) 事業の目的

乳用牛の後代検定に性選別精液を活用できれば、農家が効率的に後継雌牛を確保するための一助となる一方、検定対象となる若齡種雄牛には個体差があり、同じ発育状況でも射精される精子数が少なく精液性状が不安定で、後代検定に必要な高い品質の精液を十分量確保できない場合がある。この事業では、若齡期の造精能力を推定する検査技術及び射精された精液の品質を高位平準化する生産技術を開発することを目的とする。

(2) 事業内容

① 若齡種雄牛精液品質高位平準化技術開発推進委員会開催等事業

② 若齡種雄牛精液の安定的生産技術開発事業

ア) 若齡種雄牛の造精機能推定法開発事業

精液を効率よく安定的に生産するために、若齡時に造精能力の高い種雄牛を事前に把握するための検査法等を開発する事業

イ) 若齡種雄牛精液の品質向上技術開発事業

若齡種雄牛精液に不足又は過剰な物質等をそれぞれ補填又は抑制すること等により、精液の品質を向上させる方法等を開発する事業

ウ) 技術情報収集事業

専門図書、論文の購入及び学会等に参加し、技術成果の報告及び開発に必要な情報を収集する事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 家畜改良事業団

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

70,277千円

58. 牛肉の食味指標値の遺伝的評価研究開発事業

(1) 事業の目的

和牛肉のおいしさについて、従来の脂肪交雑による評価だけでなく、新たな多様性のある指標が求められているため、この事業では、先行事業で開発した30～40項目の成分値から12の分析型官能評価値を推計し、最終的に「食感、味、におい」の3つの指標に集約する手法を、更に簡略化し成分分析を行わずに近赤外分光や核磁気共鳴等の測定機器の生データを用いて最終3指標を推計する実用化手法を開発する。また、これら3指標の遺伝的能力を評価する手法を実用化し、新たな指標を活用した地域ごとに特徴のある産地形成を推進することを目的とする。

(2) 事業内容

① 牛肉の食味指標値の遺伝的評価研究開発推進委員会開催等事業

② 肉用牛の知覚特性値の遺伝的評価実用化事業

ア) 現場後代検定集団の知覚特性値調査事業

現場後代検定の集団を活用し、牛肉サンプルの収集と成分分析を実施し、これまでの3年間の蓄積データから「食感・味・におい」の3つの指標値を算出し遺伝能力評価の準備を行うとともに、農場、性別、日齢など環境要因の調査を行い、その影響を明らかにする事業

イ) 知覚特性値の遺伝能力評価事業

現場後代検定の SNP データを3年間蓄積するとともに、3年目にはア)の3つの指標値の表現型値、個体の SNP データ、血統情報等を用いて遺伝的能力評価に取り組み、推定された育種価の妥当性を検証し、遺伝的能力評価の実用化を図る事業

ウ) 知覚特性値の簡易測定法開発事業

「食感、味、におい」の3つの知覚特性値を算出する際にかかるコストを削減させるため、個々の成分値を測定する代わりに機器測定による生データから直接的に官能評価を推定できる手法を開発し、知覚特性値の簡易化及び高精度化を図る事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 家畜改良事業団

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

88,192千円

59. 肉用牛削蹄技術安定化事業

(1) 事業の目的

飼育牛に適切な削蹄による蹄の管理を行うと、安定した駐立と健全な歩行が確保でき、このような快適な環境下での飼育は肉用牛の肥育効率や繁殖成績など、生産性が向上することが知られている。一方でその目安となる蹄角度等のデータがないため、この事業では肉用牛でこれまで実施された削蹄後の蹄の背壁と蹄底面とで構成する蹄角度や蹄壁長などを測定調査しデータを蓄積し、生産性の向上とアニマルウェルフェア（以下、「AW」という。）につながる蹄における基準値を設定することを目的とする。

(2) 事業内容

① 肉用牛削蹄技術安定化推進委員会開催等事業

② 肉用牛削蹄技術安定化事業

蹄角度調査委員会を開催して肉用牛における蹄角度等に関して削蹄師による調査を実施するとともに、蓄積した調査データをもとにAWの基準値の検討を行う。また、牛の飼育管理者を対象に、牛蹄に関する基本知識、調査で得られた知見について情報提供するセミナーを開催する事業

③ 牛削蹄技術者養成・指導事業

護蹄管理の担い手となる牛削蹄師を養成・確保するための養成講習会を開催するとともに、認定牛削蹄師を対象に日本式削蹄法を安定的に施術するための技術向上講習会を開催する。また、具体的な技術研鑽の場となる牛削蹄技術向上のための競技大会を開催する事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 日本装削蹄協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

57,850千円

60. 小笠原甘露蜂蜜調査事業

(1) 事業の目的

小笠原の独特の色と味の島蜂蜜が、わが国で採蜜されていないとされていた甘露蜂蜜であることが最近分かっており、甘露蜂蜜は欧米でハニーデューハニーとしてミネラル・酵素が豊富で抗菌力もある高級蜂蜜として知られている。この事業では、なぜ小笠原で採蜜が可能なのか、蜜源の違いか、小笠原に特別な養蜂技術があるのか、甘露蜂蜜の増産は可能か等について調査することを目的とする。

(2) 事業内容

① 小笠原甘露蜂蜜調査推進委員会開催等事業

② 現地調査事業

ア) 現地調査事業

小笠原村役場や地元の養蜂園及び小笠原の自然文化を研究する NPO 法人等の協力を得て、甘露蜂蜜の蜜源や養蜂家の技術の調査を行う。なお、世界自然遺産の小笠原の自然を守るために足を踏み入れにくい所はドローンを使用して調査を行う。また、島蜂蜜が甘露蜂蜜かどうかの検査も実施するとともに、小笠原の島蜂蜜が甘露蜂蜜であることを明確にし、小笠原の特産物の地域資源として地域振興への貢献を図る事業

イ) 甘露蜂蜜採蜜マニュアル作成事業

甘露蜂蜜の現地調査により明らかになった蜜源や養蜂技術等をもとに甘露蜂蜜採蜜マニュアルを作成し、小笠原以外の養蜂家にも普及を図る事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 養蜂産業振興会

(4) 事業実施期間

令和3年度

(5) 交付限度額

3,951千円

61. 馬の流通に係る若手後継者による上場馬調教事業

(1) 事業の目的

この事業は、地域において育成に従事する若手後継者を活用し、地域で生産された馬に対し、付加価値を向上させるとともに、若手後継者の調教技術の向上を育成するため、地域の生産団体において生産され市場上場を予定している1～4歳馬を5頭程度選抜し、生産団体に指定された会場に集め、若手後継者が市場上場までの3ヶ月程度調教育成する。生産団体から指名及び自薦された若手後継者が集められた馬を教材として育成調教技術の習得に取り組むことを目的とする。

(2) 事業内容

① 馬の流通に係る若手後継者による上場馬調教推進委員会開催等事業

② 若手後継者による上場馬調教事業

生産団体において、これまで講習を行った人材の中から優れた若手後継者を活用し、生産団体から選抜された上場予定の若馬に対して、若馬の育成に関する調教の方向性を見極めと馴致調教を行うとともに、育成に関する現地指導を受けながら育成調教技術の習得に取り組む事業

(3) 事業実施主体

公益社団法人 全国乗馬倶楽部振興協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

10,344千円

62. 孵化場体質強化推進事業

(1) 事業の目的

この事業は、良質素ひなの安定供給を図るため、鶏ひなふ化・え付け羽数データの一々の収集調査及び種鶏管理や孵卵技術等の技術研修を行い、種鶏孵卵場経営の安定化を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 孵化場体質強化推進事業推進委員会開催等事業

② 素ひな供給安定推進事業

ひなの需給予測の精度を向上させるため、鶏ひなふ化・え付け羽数データ収集調査を実施し、調査結果について月報及び年報を作成し公表する事業

③ 種鶏孵卵技術研修事業

孵化場経営者を対象として、種鶏やひなの管理、孵卵技術のほか衛生問題、アニマルウェルフェア等孵化場経営に関する技術研修を行う事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 日本種鶏孵卵協会

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

11,358千円

63. 飼料害虫ツマジロクサヨトウの防除対策事業

(1) 事業の目的

飼料用作物に対する新害虫ツマジロクサヨトウの被害が夏季に集中し、特に暖地の2期作地帯での被害は著しく、当初有効な手段と考えられた農薬による防除だけでは被害を防げない恐れがある。この事業では、前事業の成果も踏まえ、被害実態と被害に関わる要因調査と耕種的・物理的防除法を開発し、安心・安定的な飼料生産に必要な防除適期や防除の可否を含めた、総合的作物管理手法の技術マニュアル及び技術普及資料を作成・公知することを目的とする。

(2) 事業内容

① 飼料害虫ツマジロクサヨトウの防除対策委員会開催等事業

② 生産現場での被害実態及び被害に関わる要因の調査事業

- ア) 既発生地での聞き取り調査及び試験圃場での収量調査を行う事業
- イ) 生産現場での発生及び被害調査事業
- ウ) 試験場内での詳細な被害調査事業

③ ツマジロクサヨトウによる被害軽減に有効な技術の調査事業

- ア) 耕種的な被害軽減技術の開発事業
- イ) 物理的な被害軽減技術の開発事業

④ 成果を活用した普及活動事業

普及担当者向けのシンポジウムを開催し、得られた成果を公知するとともに、被害低減に有効な方法に関するツマジロクサヨトウ対策マニュアルを作成し、関係機関に配布する事業

(3) 事業実施主体

国立大学法人 宮崎大学

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

84,901千円

64. 馬人工授精技術普及調査事業

(1) 事業の目的

馬は、馬術競技やホースセラピー、食肉用など多様な利活用が図られているが、生産者の高齢化や担い手の不足により飼養戸数や飼養頭数は減少傾向にあり、生産を支える人工授精師等実務者の不足が懸念され、馬の人工授精実施率は乗用馬では約10%と普及が進まず、繁殖技術の基本情報も乏しい状況にある。この事業は、馬の繁殖に係る実務者等に対し、人工授精を普及する上での課題や問題点等を調査し、教書のための資料を作成することを目的とする。

(2) 事業内容

① 馬人工授精技術普及調査推進委員会開催等事業

② 調査専門委員会開催等事業

国内の馬の繁殖関係者及び学識経験者等から成る専門委員会を開催し、馬人工授精の普及利用に係る現地調査及びアンケート調査の方法等について検討するとともに、現地調査及び馬生産関係団体へのアンケート調査を実施し、その結果に文献等調査による国内外の情報を加えた上で、教書に含めるべき内容等を検討し、調査報告書として取りまとめる事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 日本家畜人工授精師協会

(4) 事業実施期間

令和3年度

(5) 交付限度額

2,749千円

65. 肉用牛改良形質情報収集強化事業

(1) 事業の目的

この事業は、肉用牛の生産性向上を図るため、成長形質に係る情報収集を強化することで、正確度の高いゲノミック評価を実用化し、優良雌牛群の整備等や遺伝的能力に基づく肥育の合理化を図る。また、ICTにより収集する情報が新たな改良形質になり得るかを検証することを目的とする。

(2) 事業内容

① 肉用牛改良形質情報収集強化推進委員会開催等事業

② 新たな形質情報収集強化推進事業

ア) 成長関連形質遺伝的能力正確度向上事業

イ) 種雄牛の繁殖能力不良個体収集事業

ウ) ICTを活用した肥育牛等行動記録収集解析事業

エ) ゲノム情報統計解析研究事業

オ) 事業成果公表・普及事業

ゲノミック評価等に取り組む研究として、技術開発において学術的な価値がある成果については、関係する学会等で発表するとともに、必要に応じて論文投稿を行う。また、畜産関係誌に内容を紹介して記事にしてもらうことにより効果的かつ広範な広報を図るとともに、本事業に係る関係団体や事業協力農家を対象に「成果報告会」を開催し、成果報告及び意見交換を行う事業

(3) 事業実施主体

一般社団法人 家畜改良事業団

(4) 事業実施期間

令和3年度から3年間

(5) 交付限度額

89,628千円